

秘

5年保存

基 発 第 0 3 2 5 0 0 6 号
平 成 1 7 年 3 月 2 5 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

安全衛生業務運営要領の改正について

安全衛生業務の具体的運営については、平成15年3月12日付け基発第0312010号「安全衛生業務運営要領について」(以下「通達」という。)により指示しているところであるが、今般、労働基準行政情報システムに安全衛生指導結果等情報管理機能が平成17年3月28日に追加されることに伴い、通達の記の5の(2)及び別紙5について、下記のとおり改正し、平成17年4月1日から実施するので、これが取扱いに遺憾なきを期されたい。

記

1 5の(2)について

(2) 実施結果の復命

庁外活動を伴う安全衛生業務を実施した後は速やかに以下により復命書を作成し、復命すること。その際、庁外活動を伴う安全衛生業務を実施した際に把握した危険機械・有害業務情報等の情報のうち、必要なものは個別事業場情報管理システム(以下「個別システム」という。)を使用して登録し、当該情報を印刷の上、復命の際に関係書類として添付すること。

なお、建設業、造船業等で同一現場に多数の下請事業場が存在している場合については、元請事業場については必ず復命書を作成することとするが、下請事業場については、安全衛生指導書、是正勧告書、使用停止等命令書等(以下「安全衛生指導書等」という。)を交付したもののについてのみ復命書を作成すること。

また、継続して指導を実施した場合は、指導経過を明らかにしておくこと。

ア 個別指導及び計画の届出の実地調査を実施した後は、個別システムを使用して安全衛生指導結果等情報その他必要な情報を登録し、別紙5の安全衛生指導復命書を印刷し、これにより復命すること。

災害調査を実施した後は、本省指定の復命書又は局独自の様式がある場合には当該復命書(以下「本省指定の復命書等」という。)により復命するとともに、個別システムを使用して安全衛生指導結果等情報その他必要な情報を登録すること。

検査を実施した後は、本省指定の復命書等により復命するとともに、安全衛生指導書等を交付する場合には、個別システムを使用して安全衛生指導結果等情報その他必要な情報を登

録し、本省指定の復命書等に安全衛生指導書等を添付して復命すること。

労働災害防止団体等の指導等その他の庁外業務を実施した後は、別紙5の安全衛生指導復命書を印刷し、これにより復命すること(局独自の様式がある場合にはこれによって差し支えない。)。安全衛生指導書等を交付する場合には、個別システムを使用して安全衛生指導結果等情報その他必要な情報を登録し、別紙5の安全衛生指導復命書又は局独自の様式の復命書に安全衛生指導書等を添付して復命すること。

なお、個別指導、計画の届出の実地調査及び災害調査を除く庁外活動を伴う安全衛生業務において、安全衛生指導書等を交付しない場合であっても個別システムに指導年月日、指導種別等の安全衛生指導結果等情報を登録しても差し支えない。

イ 安全衛生指導復命書は、個別システムを使用して必要な事業場基本情報、安全衛生指導等結果情報、下請情報等を登録した上で、安全衛生指導復命書、安全衛生指導復命書(違反・指導事項続き)及び安全衛生指導復命書(続紙)を印刷し、これに必要な事項を記入することにより作成すること。復命の際には、安全衛生指導復命書に安全衛生指導書(控)、是正勧告書(控)、使用停止等命令書(控)等関係書類を添付すること。

2 別紙5について

安全衛生指導復命書

										事業場番号	
業種	業種	業種	業種	業種	業種	指導種別		整理番号		措置 新・補・従	
指導年月日							労働保険番号				
業種											
労働者数											
男	人	女	人	計	人	派遣	人				
年少者	人	パート	人	外国人	人	企業全体	人				
事業 の名称											
事業場 の名称											
事業場の 所在地											電話番号 ()
代表者職氏名											役職
店 名											
復命者職氏名											印
送達 月 日	宛先	要再指導	要改善報告								
参考事項・意見	-----										

No.	違反法条項・指導事項等	措置内容		措置番号	備考						
		是正期日・改善期日	備								
面接者職氏名		副	署	長	官						

安全衛生指導復命書 (続紙)

指導種別	
整理番号	

参
考
事
項
・
意
見

自由記入欄 (地図、見取り図等)

